

国立大学法人京都大学外国人研究員就業規則

平成16年4月1日

達示第75号制定

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人京都大学教職員就業規則(平成16年達示第70号。以下「就業規則」という。)第2条第2項の規定に基づき、外国人研究員の就業について、必要な事項を定めることを目的とする。

(外国人研究員の定義)

第2条 この規則において外国人研究員とは、学術研究の推進を図るため、共同研究等に参画させることを目的に京都大学が招へいし、大学との契約により法人の職員として雇用する者をいう。

(他の規則等との関係)

第3条 この規則及び労働契約に定めるもののほか、外国人研究員の就業に関する事項は、就業規則の規定を準用する。ただし、同規則第9条、第11条から第13条まで、第15条第1項第3号、第23条、第46条及び第64条の規定並びに就業規則第40条の規定により外国人研究員に準用する勤務時間、休暇等に関する事項のうち、国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成16年達示第83号)第27条第19号の規定は適用しない。

2 外国人研究員の採用については、京都大学教員就業特例規則(平成16年達示第71号)第3条第3項の規定を準用する。

(雇用契約の期間)

第4条 雇用契約の期間は、1年を超えないものとし、会計年度の中途で契約する場合は、その終期を当該年度の末日とする。ただし、この期間は、必要に応じて更新することができる。

(雇用年齢の特例)

第5条 大学が特に必要と認めた場合は、就業規則第22条第1項に定める定年年齢を超えて雇用することがある。

(給与)

第6条 外国人研究員には、次の各号に掲げる給与を支給する。

- (1) 債給
 - (2) 通勤手当
- 2 債給の月額は、別表に掲げる額とし、雇用される者の経験及び能力に応じて決定するものとする。
- 3 通勤手当の月額は、国立大学法人京都大学教職員給与規程(平成16年達示第80号。以下「給与規程」という。)第18条の規定を準用して得られた額とする。
- 4 前項までに掲げるもののほか、給与の支給に関する事項については、給与規程の規定を準用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から実施する。

附 則(平成18年達示第26号)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日において外国人研究員として雇用していた者を引き続き外国人研究員として雇用する場合及び改正前の規定により外国人研究員として雇用することが予定されている場合で総長が特に必要と認める場合における当該者に係る改正後の別表第3

の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成19年達示第19号)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日において外国人研究員として雇用していた者を引き続き外国人研究員として雇用する場合及び改正前の規定により外国人研究員として雇用することが予定されている場合で総長が特に必要と認める場合における当該者に係る改正後の別表の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成21年達示第42号)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日において外国人研究員として雇用していた者を引き続き外国人研究員として雇用する場合における当該者に係る改正後の別表の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成24年達示第69号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表 外国人研究員の俸給月額表

号 傅 及 び 傅 給 月 額			
1	2	3	4
450,000 円	550,000 円	650,000 円	800,000 円